

特別職の職員の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 6 号

特別職の職員の給料の特例に関する条例

平成 22 年 4 月 1 日から 6 月間における市長及び副市長の給料については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 3 号。以下「条例」という。）別表に掲げる額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じて支給する。この場合において、条例第 4 条及び第 4 条の 2 の規定の適用については、条例別表に掲げる額によるものとする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。